

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 5月の主な成立法令一覧
3. 5月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

- (1) 最三判平成17年6月14日金法1769号42頁  
平成16年（受）第1888号 損害賠償請求事件  
→法務速報50号9番にて紹介済み。
- (2) 最二判平成17年11月21日判時1922号78頁  
平成17年（受）721号 診療費等請求事件（上告棄却）  
→法務速報56号4番にて紹介済み。
- (3) 最一判平成17年12月15日判時1920号35頁  
平成16年（才）第402号 土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件（破棄差戻）  
→法務速報57号4番にて紹介済み。
- (4) 最二判平成17年12月16日判時1921号53頁  
平成15年（受）1980号 土地所有権確認請求事件（上告棄却）  
→法務速報57号6番にて紹介済み。。
- (5) 最二判平成17年12月16日判時1921号61頁  
平成16年（受）1573号 敷金返還請求事件（破棄差戻）  
→法務速報57号7番にて紹介済み。
- (6) 高松高判平成16年12月17日 判タ1191号319頁  
平成16年（ネ）第285号 遺産確認請求控訴事件／  
平成16年（ネ）第341号同附帯控訴事件 変更・上告受理申立  
（後上告受理申立取下）  
被相続人の占有による取得時効が完成した場合において、共同相続人の一人が自己の相続分の限度において取得時効を援用した場合の権利の帰属について、本判決は取得時効の遡及効から、当該援用により被相続人の占有開始時点から被相続人の所有となったとして、同部分につき被相続人の遺産である、すなわち、遺産分割成立までは援用者の相続分の範囲内で共同相続人全員の共有と認められるとされた。

## 【商事法】

- (7) 名古屋高判平成16年11月1日判タ1191号326頁  
平成16年（ネ）第204号 損害賠償請求控訴事件（一部変更・確定）  
Xは、株券を所有していたが何者かに窃取され、その後、暴力団員A、Aの知人B、貸金業を営むY1が順次これを取得し、Y1において証券会社Y2に本件株券の売付を委託し、Y2は同売付を執行し、第三者が本件株券を善意取得したため、Xはその所有権を喪失した。そこで、Xは、Y1、Y2には不法行為があったとして、損害賠償を求めた事案において、Y1については、Bは単なる紹介人にすぎず、Y1は実質的にはAから株券を取得したと認定されたうえで、Aが暴力団組員であることが容易に分かり、株券の出所に関する説明も不自然であった事情の下では、事故株券照合システムを利用して調査しただけでは十分な調査義務を尽くしたとはいえないとして、盗難株券の善意取得が認められなかった。Y2については、Y1との取引が従前からあり、株券の保護預りや売却をするなどしていたこと、Y1の職種からすると本件株券の種類及び価額の大きさは格別不自然なものとはいえないし、特に異常な言動が見られた形跡はなく、本件株券が事故株券に該当しない旨の事故株券照合システムによる調査結果を確認していること等から、Y2に調査義務違反はないとして、Y2に対する請求が棄却された。
- (8) 東京地判平成18年1月17日金法1770号99頁  
平成16年（ワ）第8241号 損害賠償等請求事件  
消費者金融会社Xの企業買収（M&A）を目的とするX社の全株式の譲渡契約において、譲渡価格をX社の簿価純資産額より算出するとともに、株式の売主が買主に対し、X社の財務諸表が完全かつ正確であり、一般に承認された会計原則に従って作成されたものであること等を表明、保証し、当該事項に違反した場合には買主が現実に被った損害、損失を補償すること等を約していたが、X社の和解債権処理の方法が企業会計原則に違反しており、買主はそれにつき悪意、重過失であったと認めることはできないなどといった判示事実関係のもとでは、売主は買主に対し、上記和解債権処理により不正に水増しされた株式の譲渡価格金額分について補償する義務を負うとされた事例。

## 【知的財産】

- (9) 最三判平成17年9月13日判タ1191号196頁  
平成14年（行ヒ）第72号 審決取消請求事件（破棄自判）  
→法務速報53号42番にて紹介済み。

(10) 東京地判平成18年4月26日裁判所HP

平成17年(ワ)第24370号 不正競争 損害賠償等請求事件

被告のレンタルサーバに保存されたウェブページから不特定の者に送信された情報により、不正競争防止法2条1項1号・2号上の原告の営業上の利益が侵害されたとして、被告保有情報のうち、契約者の担当者の氏名、住所及び電子メールアドレスの開示を求める部分はプロバイダ責任制限法4条1項に基づき容認したが、メール送信時のプロバイダIPアドレスの開示を求める部分は、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、電気通信事業法も「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」、(4条1項)と規定し、罰則(179条1項)も定めていることにかんがみ、プロバイダ責任制限法4条1項柱書及び発信者情報省令が開示されるべき発信者情報を限定したことを理由に棄却した事案。

(11) 東京地判平成18年5月11日裁判所HP

平成17年(ワ)第26020号 著作権 損害賠償請求事件

模写制作者が自らの手により原画を模写した場合においても、原画と模写作品との間に表現上の実質的同一性が存在し、原画から感得される創作的表現のみが模写作品から覚知されるにすぎない場合には、当該模写作品は原画の複製物というべきであり、また、模写作品に、原画制作者によって付与された創作的表現とは異なる新たな創作的表現が付与されて、これに接する者が原画の表現上の本質的特徴を直接感得することができる場合と同時に新たに別な創作的表現を感得し得ると評価することができる場合には、その模写作品は原画の二次的著作物として著作物性を有するものと解すべきである、として原告絵画の著作物製を否定した。

#### 【民事手続】

(12) 最一判平成17年7月14日判タ1191号235頁

平成16年(オ)第1653号／平成16年(受)第1799号

売掛代金請求事件(破棄差戻)

→法務速報51号40番にて紹介済み。

(13) 最二判平成17年7月15日判タ1191号193頁

平成16年(受)第1611号 第三者異議事件, 上告棄却

→法務速報51号41番にて紹介済み。

(14) 最二決平成17年7月22日判タ1191号230頁

平成17年(許)第4号 一部文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する

許可抗告事件(一部抗告棄却, 一部破棄自判)

→法務速報52号22番にて紹介済み。

(15) 最二決平成17年11月18日判時1920号38頁

平成17年(ク)第626号 過料不処罰決定に対する特別抗告事件(抗告却下)

→法務速報56号22番にて紹介済み。

(16) 最三決平成17年12月6日金法1769号39頁

平成17年(許)第19号 債権差押命令申立て一部却下決定に対する執行抗告棄却

決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

妻が、歯科医師である夫に対し、民事執行法151条の2の規定に基づき、確定期限の到来していない婚姻費用分担請求権を請求債権として、その確定期限の到来後に弁済期が到来する夫の診療報酬債権の差押えを求めたケースにおいて、保険医療機関、指定医療機関等の指定を受けた病院又は診療所が支払基金に対して取得する診療報酬債権は、基本となる同一の法律関係に基づき継続的に発生するものであり、民事執行法151条の2第2項に規定する「継続的給付に係る債権」に当たるといふべきであると判示した事案。

(17) 最二決平成17年12月9日判時1920号39頁金法1769号37頁

平成17年(許)第18号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告

事件(抗告棄却)

→法務速報56号24番にて紹介済み。

(18) 大阪高判平成16年12月27日判時1921号68頁

平成16年(ヲ)第1180号 文書提出命令に対する抗告事件(抗告棄却 確定)

本案被告相互信用金庫(以下「信用金庫」という。)に対して出資しているXらが、信用金庫の経営破たんにより、出資金の返還を受けることができなくなったところ、信用金庫の出資勧誘には詐欺等の違法があり、本案被告国にはその違法な勧誘行為を放置するなどした違法があるとし、信用金庫と国に対して、損害賠償ないし損失補償を求める訴えを提起した。そして、Xらは、信用金庫が詐欺的方法により出資を勧誘したことなどを立証するため、Y(日本銀行)を相手方として、Yが保管する信用金庫に送付した所見通知(以下「本件対象文書」という。)の提出を求めた。これに対し、Yは、本件対象文書は、民訴法220条4号ハ所定の「職業の秘密」に関する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書に該当するので、本件対象文書を提出する義務はないと主張し、原決定は、本件対象文書の内融資先企業の業種の記載を除く部分は、前条項ハの文書に当たらないとし、Yに対して、本件対象文書の控えの一部の提出を命じた。

本決定は、[1] 日銀審査は、金融機関との信頼関係に基づいて行われているが、日銀審査の結果は、金融庁の職員に閲覧させ、正当な理由がある場合には開示することができる旨定められているのであるから、これが裁判所の文書提出命令に応じて提出されることがあっても、金融機関が資料の提出等に消極的な姿勢になるものとは到底認めがたい、[2] 民訴法所定の文書提出義務は、訴訟当事者から訴訟における立証のために必要であることを前提に、民訴法所定の要件を

満す場合に提出を命じることができることとしていることからすると、独立行政法人等情報公開法上においては国民一般に情報開示を拒否できる場合であっても、民訴法上の文書提出義務を負うことになったとしても何ら不都合なところはないことなどを理由に、その提出を命じるのが相当であるなどと判断し、原決定を指示して、本件抗告を棄却した。

(19) 福岡高決平成17年7月28日判時1920号42頁  
平成17年(ラ)第219号 債権仮差押命令却下決定に対する即時抗告事件  
(抗告棄却、確定)

県が、違法に埋め立てられた産業廃棄物の撤去作業を相手方業者が行わないため、県において相手方業者に替わって同撤去作業を行わざるを得ず、同作業を替わって行った場合に生ずべき事務管理に基づく費用償還請求権を保全するため、相手方業者の預金債権等の仮差押を求めた事案において、[1] 被保全権利は県において未だ撤去作業を行っていないから未発生であり、将来の請求権である、[2] 未だ県において撤去作業を行うことが確定しておらず、相手方業者の任意の履行を待っている段階であるから、事務管理に基づく費用償還請求権発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在しているとは言い難い、[3] そうすると、被保全権利は将来の給付の請求権としての適格性があるとは認められない、として、申立を却下した原決定が維持された事例。

(20) 東京地決平成17年1月31日判タ1191号339頁  
平成17年(モ)第858号 移送申立事件(却下・確定)  
→法務速報53号24番にて紹介済み。

#### 【刑事法】

(21) 最二決平成18年1月23日判時1922号168頁  
平成16年(あ)第272号 贈収賄被告事件(上告棄却)  
→法務速報58号38番にて紹介済み。

(22) 最三決平成18年4月24日 平成18年(シ)第82号  
再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

本件は、再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定(昭和57年に確定した有罪判決についての再審請求棄却決定が平成18年1月12日になされ、申立人に同月13日送達され、申立人は即時抗告を申し立てた(原々申立て)が、この即時抗告申立書が即時抗告提起期間経過後の同月17日に当該裁判所に到達したため、当該裁判所は、同月18日、即時抗告提起期間経過後のものであることが明らかであるとして、刑法375条の類推適用によりこれを棄却した(原々決定))に対する即時抗告棄却決定(申立人が、原々決定に対し更に即時抗告を申し立て(原申立て)、大阪高等裁判所は、同年2月23日、原々申立ては再審請求棄却決定に対する即時抗告提起期間経過後のもので、これを争う原申立ては理由がないとして、この即時抗告を棄却した(原決定))に対し、申立人が法定の期間内に本件抗告を申し立てた事案であるが、抗告については控訴に関する刑法375条に相応する規定がなく、即時抗告の申立てを受理した裁判所が同条を類推適用してその申立てを自ら棄却することはできないと解するのが相当であり、同条により原々申立てを棄却した原々決定及びこれを維持した原決定は、法令の解釈適用を誤った違法があるが、原々申立ては再審請求棄却決定に対する即時抗告提起期間経過後のものであることが明らかであって、これを抗告裁判所で採り上げても、不適法なものとして棄却を免れないことにかんがみると、前記の違法があっても、原決定及び原々決定を取り消さなければ著しく正義に反するとまでは認められないと判示した事例。

(23) 最三決平成18年5月6日  
平成15年(あ)第1348号 わいせつ図画頒布、わいせつ図画販売、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、わいせつ図画販売目的所持被告事件  
本件は、児童ポルノであり、かつ、わいせつ物である画像データを、販売用に加工する前のバックアップとして、光磁気ディスクとして製造、所持した行為について、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成16年法律第106号による改正前のもの)7条2項の児童ポルノを販売する目的及び刑法175条後段にいう「販売の目的」があると判示した事例である。

(24) 千葉地判平成15年12月17日判タ1191号238頁  
平成15年(わ)第980号 麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反被告事件  
(有罪・確定)

被告人が、営利目的で麻薬を輸入しようとして、外国の空港で麻薬類が入ったスーツケースを機内預託手荷物として航空機に搭載させ、新東京国際空港に到着後、これを航空機から機外に搬出させて、麻薬及び向精神薬取締法上の麻薬の輸入を遂げたが、同空港内関税支署の旅具検査場で携帯品検査を受けた際、税関職員に麻薬を携帯している事実を秘して同検査場を通過しようとしたところ、職員に発見されて、関税法上の輸入は未遂に終わった事案において、被告人に麻薬類輸入の故意があったか否かが争点となり、上記税関職員らが「被告人は、携帯品検査の際、当初は上記スーツケースが自己のものである旨述べていた」旨の証言をし、この証言に現れた「上記スーツケースが自己のものである」旨の被告人供述の証拠能力が問題となったところ、弁護人が、携帯品検査の際、財務事務官が被告人にした関税法105条1項に基づく質問には憲法38条の適用があるとした上、事務官は被告人に質問をするにあたり供述拒否権を告知していないから、これによって得られた被告人の上記供述を証拠とすることができないと主張したのに対し、本判決は、憲法38条は供述拒否権の告知を義務づけるものではない上、同条1項は何人も自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを

保障したものと解すべきところ、関税法105条1項に規定する質問は、関税の公平確実な賦課徴収及び関税事務の適性円滑な処理を目的とする手続であって、刑事責任の追及を目的とする手続でないことはもとより、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもないのであるから、同法が罰則をもって関係者に対し同法に基づく税関職員の質問に回答すべき義務を課しているからといって、そのことが憲法38条1項に違反するものでもないとし、弁護人の主張を排斥した。

【公法】

(25) 最一判平成17年5月30日判タ1191号175頁  
平成15年（行ヒ）第108号 原子炉設置許可処分無効確認等請求事件（破棄自判）  
→法務速報50号39番にて紹介済み。

(26) 最一判平成17年7月14日判タ1191号220頁  
平成16年（受）第930号 損害賠償請求事件（破棄差戻）  
→法務速報51号68番にて紹介済み。

(27) 最二判平成17年7月15日判タ1191号225頁  
平成15年（行ヒ）第250号 非公開決定処分取消請求事件  
（一部上告棄却、一部破棄自判）  
→法務速報51号70番にて紹介済み。

(28) 最一判平成17年9月8日判時1920号29頁  
平成14年（行ツ）第36号・同（行ヒ）第39号  
保険医療機関指定拒否処分取消請求事件（上告棄却）  
→法務速報53号40番にて紹介済み。

(29) 最大判平成17年9月14日判タ1191号143頁  
平成13年（行ツ）第82号／平成13年（行ツ）第83号／平成13年（行ヒ）第76号／  
平成13年（行ヒ）第77号 在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件  
（一部上告棄却、一部破棄自判）  
→法務速報53号41番にて紹介済み。

(30) 最三判平成17年10月25日判時1920号32頁  
平成15年（行ヒ）第320号 勧告取消請求事件（上告棄却）  
→法務速報55号33番にて紹介済み。

(31) 最一判平成17年11月10日判時1921号26頁  
平成13年（行ヒ）243号 損害賠償請求事件（破棄自判）  
→法務速報55号37番にて紹介済み。

(32) 最三判平成17年11月15日判時1922号64頁  
平成16年（行ヒ）46号 損害賠償請求事件（破棄差戻）  
→法務速報55号38番にて紹介済み。

(33) 最大判平成17年12月7日判時1920号13頁  
平成16年（行ヒ）第114号 小田急線連続立体交差事業認可処分取消、  
事業認可処分取消請求事件（一部論旨理由あり、一部上告棄却）  
→法務速報56号46番にて紹介済み。

(34) 最一判平成18年4月20日 最高HP  
平成17（受）第530号 損害賠償請求事件（棄却）  
1 静岡県公文書の開示に関する条例（平成元年静岡県条例第15号。平成12年静岡県条例第58号による全部改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づいて実施機関である知事に対し、平成5年度の静岡県（以下「県」という。）の財政課（以下「県財政課」という。）、秘書課及び東京事務所のすべての食糧費支出に関する支出負担行為、支出票及び請求書の開示を請求したところ、開示請求された公文書に虚偽の情報が記載されていた場合において県の担当職員が当該公文書の記載内容の真否を調査せずに当該情報が同条例の定める非開示情報に当たると判断したことが国家賠償法上違法とはいえないとされた事例。  
2 情報公開条例に基づき一部非開示決定がされた公文書に虚偽の情報が記載されていた場合において実施機関がこの事実を知った後も同決定を取り消すことなく同決定に係る取消訴訟に応訴したことが国家賠償法上違法とはいえないとされた事例。

(35) 最一判平成18年4月20日裁判所HP  
平成15年（行ヒ）第217号 所得税更正処分等取消請求事件（破棄差戻）  
資産の譲渡に当たって支出された費用が所得税法33条3項所定の譲渡費用に当たるかどうかは、現実に行われた資産の譲渡を前提として客観的に見てその譲渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかによって判断すべきであるとされ、一般的抽象的に必要であるか否かという基準により判断した高裁判決が破棄された事例。  
例えば、当該事案のもとでは譲渡土地の譲渡価格を増加させることになる譲り渡し側の支出した負担金が同条項所定の譲渡費用に当たると判断された。

(36) 最一判平成18年4月20日裁判所HP  
平成17年（行ヒ）第9号 所得税更正処分等取消、国家賠償請求事件（原々審の一部を破棄し自判、その余上告棄却）  
税理士の意図的な過少申告を納税者本人の行為と同視して重加算税を賦課して良いかが争われ、税理士の選任又は監督につき納税者に何らかの落ち度があると

いうだけでは当然に同視は出来ず、納税者本人においても税理士の隠ぺい偽装行為を認識し、且つ何らかの措置を講じることが出来たにもかかわらずこれをしなかったという事情が必要であるとされた事例。

約250万円の節税になるとする税理士の言葉を信じた点や、本件確定申告書の内容をあらかじめ確認せず、申告書の控えや納付済みの領収証等の確認すらしなかった点について、重加算税賦課を否定し、過少申告税を賦課すべきと判断された。

(37) 最三判平成18年4月25日裁判所HP

平成16年(行ヒ)第312号 公金支出差止請求事件(破棄自判)

市施行の土地区画整理事業が違法であると主張して同事業のために支出された公金の返還及び同事業に対する公金支出の差止めを求める住民監査請求が請求の対象の特定に欠けるところはないとされた事例。

公金支出差止め等の対象となる行為が複数であっても、当該行為の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合には、一体とする部分とそうでない部分との識別が可能である限り、個別の当該行為を逐一摘示して特定することまでが常に要求されるものではないとし、本件の土地区画整理事業はこのような一体判断に馴染む性質を有すると判断された。

(38) 最三判平成18年4月25日裁判所HP

平成16年(行ヒ)第86号 所得税更正処分等取消請求事件

(一部取消、一部破棄差戻)

1 偽りその他不正の行為により税額を免れた国税に関し当該行為により免れた税額に相当する部分について修正申告がされたとしても、当該国税に更正すべき税額があるときは、国税通則法70条5項所定の期間内において更正をすることができることとされた事例。

2 納税申告手続を委任された税理士が税務署職員と共謀した上で虚偽の記載をした確定申告書を提出する等して過少申告をしたという特殊な状況下においては、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の賦課に関し国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるとされた事例。

【社会法】

(39) 東京地判平成18年1月13日判時1921号150頁

平成16年(ラ)第22440号 配転無効確認等請求事件(認容、控訴)

米国の外資関連会社であるYに、課長として入社し、流通、営業企画、マーケティング等の業務を歴任・担当してきたXが、不当な配転・降格処分(以下「本件処分」という。)を受けたとして、本件処分は無効であるから現配属部署に勤務する義務を負わないこと及び降格前の給与等級にあることの各確認並びに降格前の給与との差額の支払い等を請求し、これに対し、Yが、Xが所属していた部門の業績が上がらなかつたため当該部署が廃止となり、Xのこれまでの業務遂行能力に対する客観的な評価に基づいて本件処分をしたものであって、業務上の必要性及び人事権行使の合理性があり濫用に当たらないとして争った事案。

本判決は、本件処分の事前に行われた3つの選択肢(一定の退職金を支払うことによる会社都合による退職案(年休の消化あるいは買収のいずれかにより退職時期が異なる2つの案)並びに退職しない場合の給与等級の引き下げを含めた降格及び人事部付きとしての単発的な業務に就くことになる第三案)によるYのXへの労働条件の提示は、第三案における降格及び配転が、給与につき従来と比べ4割以上減額されるものであることや業務内容につきXのキャリアや知識を生かすものではないことから暗に退職を示唆したものであること、その後のXに対するYの仕事の与え方が警備業務とか清掃活動協力業務を指示するなど、退職しないことによる不利益をことさらに課していることなどを理由に、Yにおける人事権の行使に不当な動機・目的が存在したことを認定し、本件処分の有効性、合理性を客観的に裏付けるに足りる証拠は見当たらないなどとして、Xの請求を認容した。

【経済法】

(40) 東京地判平成18年1月19日判時1921号9頁

平成16年(ワ)第20498号 不公正取引差止請求事件(棄却、控訴)

宅配便事業を営むXが、郵便事業を営むYに対し、Yは、一般小包郵便物(ゆうパック)の新しい料金体系による役務の供給によって、「不公正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。)6項の「不当廉売」に当たる行為を行い、かつ、Xの宅配便サービスの取次店であるコンビニエンスストアAに対して、郵便局舎の余裕スペースを低額の賃料で賃貸したり、A店舗内の施設郵便差出箱からの取集料を免除するなどの利益を提供して、ゆうパックサービスの取次所となるよう勧誘することなどによって、一般指定9項の「不当な利益による顧客誘引」に該当する行為を行っており、そのため、Xは利益を侵害されていると主張して、独占禁止法24条に基づき差止請求を行った事案。

本判決は、不当廉売の有無について、一般指定6項前段の「供給に要する費用」とは、営業原価に販売費及び一般管理費を加えた総販売原価を意味すると考えるのが相当であるとし、また、同項後段の「不当に・低い対価で供給し」しているとは、市場価格を下回っているのみならず、「供給に要する費用」を下回る対価で供給していることを要すると解するのが相当であるとし、その上で、本件においては、Yの新料金体系に基づくゆうパックの役務が「その供給に要する費用」を下回る対価で供給されているという事実を認めることは困難であるとした。また、本判決は、不当な利益による顧客誘引の有無については、Yが、Aに対し、郵便局舎の余裕スペースを賃貸していることや将来における郵便貯金、簡易生命保険の窓口業務の委託に関し、具体的な経済上の利益を提供していることを認めるに足る証拠はなく、また、Yは、A店舗内にある郵便差出箱について本来徴収すべき取集料を徴収しないという不当な利益を提供しているとは認められないとして、Xの主張を斥けた。

【その他】

(41) 最三判平成17年12月13日判時1922号80頁  
平成17年(受)第1398号 社員総会決議無効確認等請求事件(上告棄却)  
→法務速報56号53番にて紹介済み。

---

2. 5月の成立法令一覧

---

種類 提出回数 番号  
議案件数

・閣法 163 8

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律  
・行政・司法機関に対する電子署名による申請・届出の署名検証者の範囲を  
拡大する改正

・閣法 164 20

防衛庁設置法等の一部を改正する法律  
・自衛官・予備自衛官の員数の変更及び職員の給与等に関する改正

・閣法 164 23

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律  
・電気通信基盤充実臨時措置法の期限を5年間延長する改正

・閣法 164 28

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律  
・理化学研究所等が行っていた業務を登録された研究機関でも行なえるように  
する改正

・閣法 164 29

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給  
構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律  
・京都議定書に規定するCO2排出削減に関する業務を同独立行政法人に行なわ  
せるための財政措置等を規定した法律

・閣法 164 31

道路運送法等の一部を改正する法律  
・自動車登録制度の電子化及びタクシー業務に自家用車を利用出来るように  
する改正

・閣法 164 33

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律  
・都市計画区域における建築制限の見直し等を定める改正

・閣法 164 36

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律  
・国有財産の民間利用要件の緩和及び貸付における管理委託の拡大等の改正

・閣法 164 42

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律  
・構造改革特別区域指定による港湾機能の強化及び水先法改正による海運の  
活性化を図る法律

・閣法 164 48

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定  
原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律  
・経済連携協定締約国への輸出品に特定原産地証明書の発給を適正に行なう  
ための改正

・閣法 164 51

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律  
・万引き等の犯罪を不起訴としないために罰金刑等を新設する法律

・閣法 164 56

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律  
・テロ対策の一環として上陸審査及び退去強制の手続を円滑化する法律

---

3. 5月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・河内隆史・尾崎安央 商事法務 527頁 2940円  
商品取引法〔4訂版〕

・山崎茂雄編著 税務経理協会 144頁 2310円  
LLCとは何か - 新会社法と合同会社 -

・野村 亨・山本純一編 慶應義塾大学出版会 422頁 4725円  
慶應義塾大学東アジア研究所叢書 グローバル・ナショナル・ローカルの現在

・郡谷大輔編著 商事法務 566頁 3570円  
中小企業・有限会社の新・会社法

・山下真弘 税務経理協会 188頁 1575円  
中小企業の会社法・実践講義 . . . ★

・荒木新五監 商事法務 341頁 3780円  
判例・実務 債権管理

・中野貞一郎 青林書院 878頁 9450円  
現代法律学全集 第23巻 民事執行法〔増補新訂5版〕

---

#### 4. 5月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・上原公子・平 和元・田中 隆 自治体研究社 130頁 1575円  
国民保護計画が発動される日 . . . ★

・井野辺陽 ナカニシヤ出版 216頁 2310円  
これだけは知っておきたい技術者のための倫理と法律

・G. ボーネ／庭山英雄・田中嘉之訳 北大路書房 160頁 2625円  
裁判官の心証形成の心理学 ドイツにおける心証形成理論の原点

・宇賀克也 青林書院 232頁 2415円  
改正 行政事件訴訟法〔補訂版〕

・藤本哲也 青林書院 500頁 5040円  
刑事政策概論〔全訂第5版〕

・渡辺 賢 北海道大学出版会 358頁 5565円  
公務員労働基本権の再構築

・北海道大学労働判例研究会編 明石書店 296頁 3150円  
職場はどうなる 労働契約法制の課題

・金澤真理 成文堂 278頁 5250円  
中止未遂の本質

---

#### 5. 発刊書籍<解説>

---

・中小企業の会社法・実践講義  
改正の論点を中心に会社法を逐条的に網羅した解説書。入門的ではあるが対象を中小企業としていることから、実務に即して解説講義しているため、(中小企業)経営者や実務家が改正論点を比較的平易に理解するために有用である。特に会社組織の改変に関する章は、改正点が税理士等の実務に関わるため、実務家にとっても一読の価値がある。

・国民保護計画が発動される日  
国民保護法施行後に各自治体に課せられている国民保護計画のシミュレーションについてまとめた書籍。9・11のテロ事件から始まる我が国の一連の有事法制過程に一環して反対するような論調の文体はやや過度であるが、同法・同計画について一般国民の関心を惹起するために必要な読本であると思われる。冒頭に記したシミュレーションは大変良く練られており、有事という非常事態においてどのようなことが可能性として起こり得るか、を知る一材料となる。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---